

## 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)について

国の諮問機関である「社会資本審議会」は、近畿圏の高速道路について、高速道路を賢く使う上で共通の理念である「料金の賢い3原則」を基本とした、新しい料金体系の確立などが必要との方向性を示しました。(H28.9月)

このたび、この3原則及び関係自治体の意見(提案)を踏まえた「具体の方針(案)」(H28.12月)が示されたことから、阪神高速道路(株)ほか3者により、現在、料金を見直すための手続きを進めています。

### ■平成29年度からの具体方針(案)の概要

資料1

対象路線：近畿圏全体の高速道路等(ネクスコ、阪神高速、道路公社)

具体方針：

- (1)・ネクスコを基本とする料金体系(料金水準、車種)へ整理・統一
  - ・新たなネットワークの整備費用の一部を料金に反映 [資料2](#)
- (2)・合理的・効率的な管理を行うための、道路管理者の見直し
  - ・経路によらない同一料金の適用(大阪及び神戸都心部への流入)

# 阪神高速道路の新たな料金について

阪神高速の料金は、「具体の方針(案)」を踏まえて、主に次のような内容で申請中です。

- 1) 現行(普通車) 510円～930円(6km毎に概ね100円UP)  
新料金( // ) 300円～1300円(3kmあたり概ね100円;10円刻み) 資料3
- 2) 現行 2車種(普通/大型) → 新料金 5車種(軽～特大;ネクスコと同じ) 資料4
- 3) 環境ロードプライシング割引を継続(新料金に同じ割引率を適用)
- 4) 大口・多頻度割引として大阪・神戸都心部を通行しない交通に対し、  
更に5%拡充(現行の最大割引率 30% → 35%) 資料5
- 5) 実施時期は、平成29年6月を予定

以降の資料は、意見募集「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」(西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、(独)日本高速道路保有・債務返済機構:平成28年12月26日付)から抜粋したもの

# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要

## 料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系      ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系      ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

## 平成29年度からの具体方針

### (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

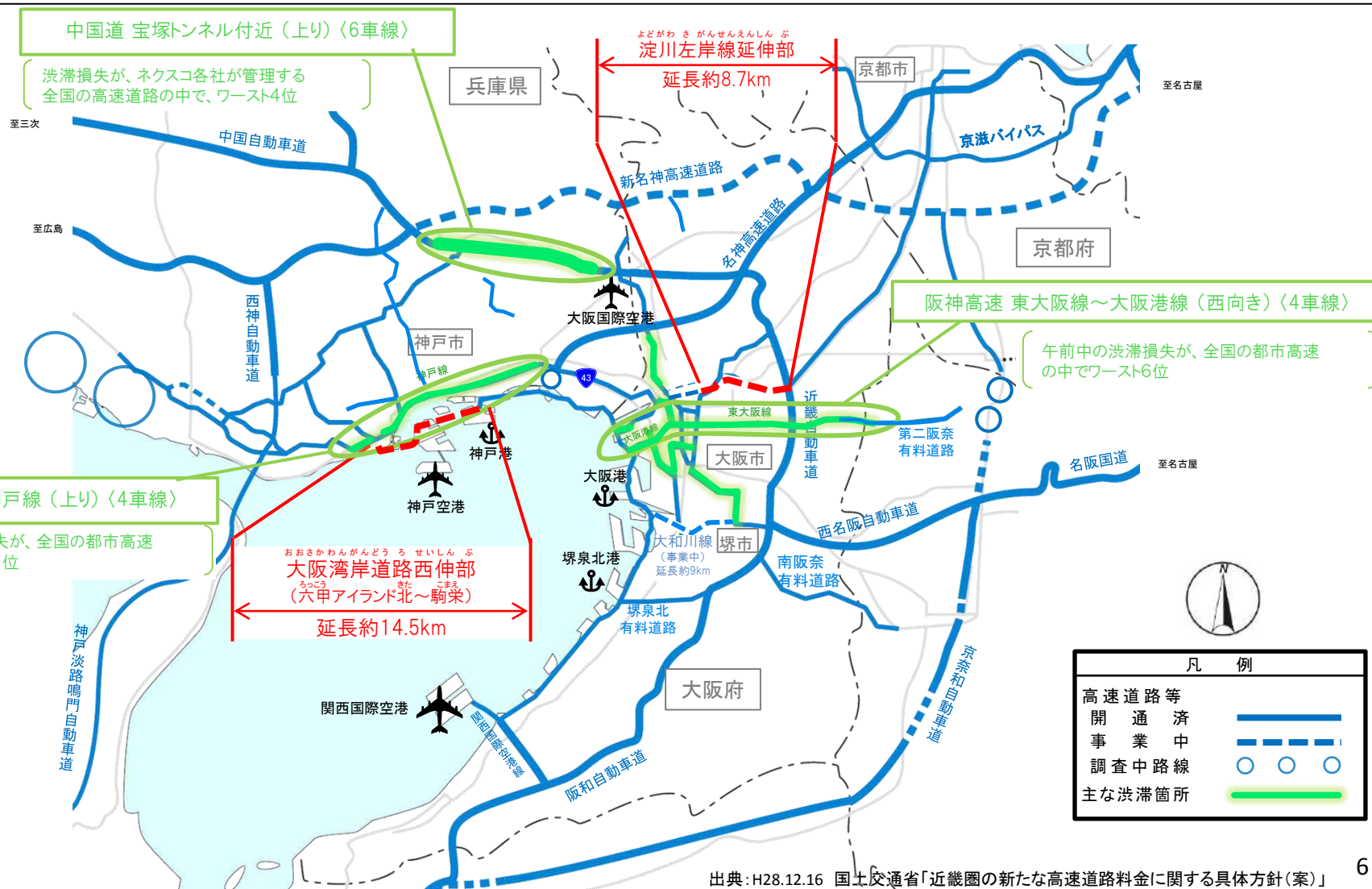
- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。 ※必要に応じて激変緩和措置を実施
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

### (2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえて、高速道路会社での一元的管理を行う。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

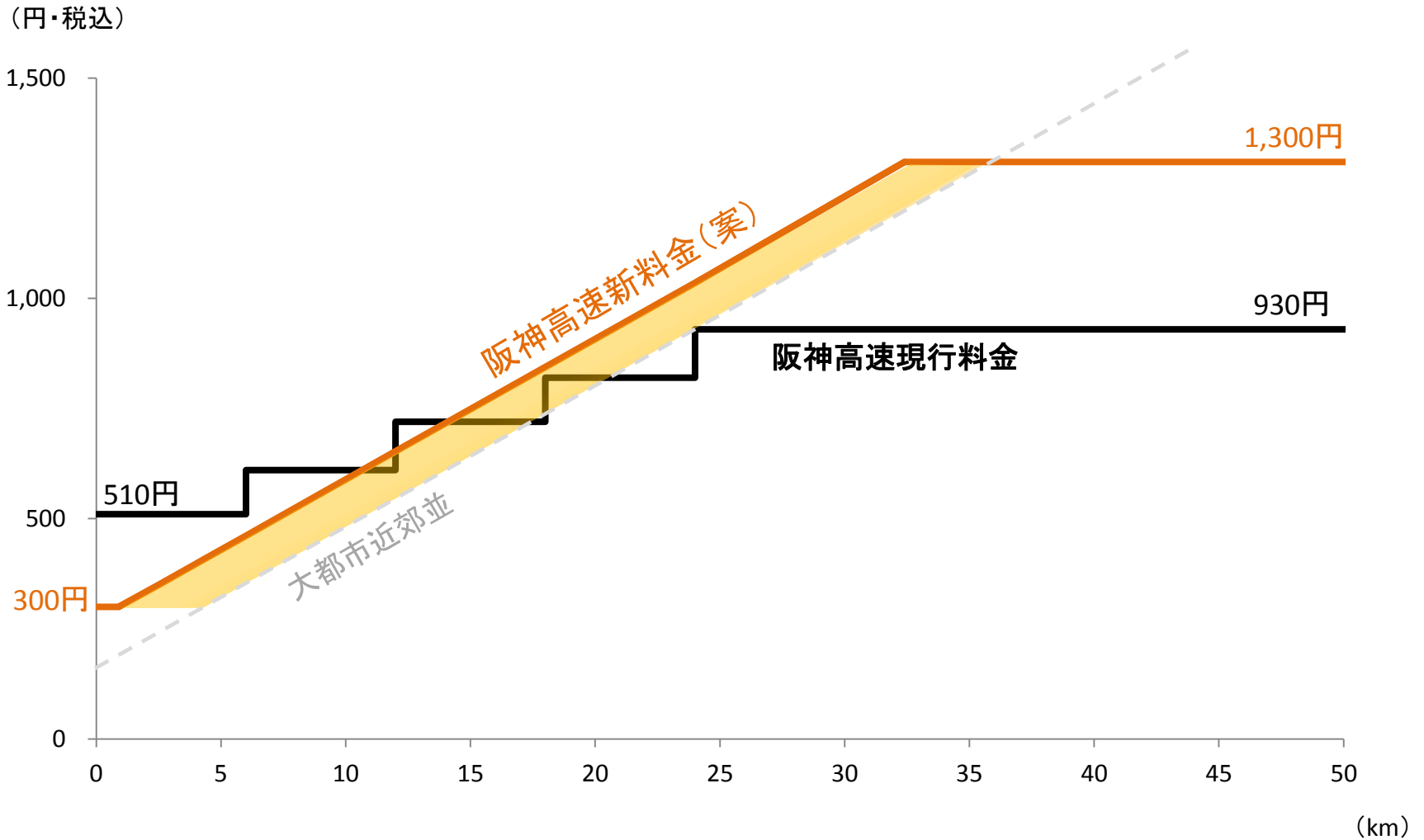
# 近畿圏内の高速道路ネットワーク整備(案)

- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、必要な料金を設定
- 利用者の追加的な負担の軽減の観点から、様々な工夫(出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用等)を実施



# 阪神高速の料金設定(案)

資料3



(注1) 阪神高速(阪神圏)の料金(普通車) [(250+29.52L) × 1.08]

(注2) 普通車以外の車種の上限及び下限料金については首都高料金での設定額と原則同額

(注3) 利用距離が4.3km以下(1区間利用に限る)であれば下限料金で利用できる措置を行う

(注4) 非ETC車は、最大料金(普通車: 1,300円)を適用。ただし、放射路線の下り方面の利用については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用

# 近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一(案)

資料4

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	阪神高速	1.0			2.0	
3車種	南阪奈道路 堺泉北有料道路	1.0			1.5	3.5
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)近畿道、阪和道、西名阪道は4車種



5車種区分に整理・統一(注)

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)阪神高速については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、特大車2.14とする

(注)近畿道・阪和道については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07とする

(注)堺泉北有料道路については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、大型車1.55とする

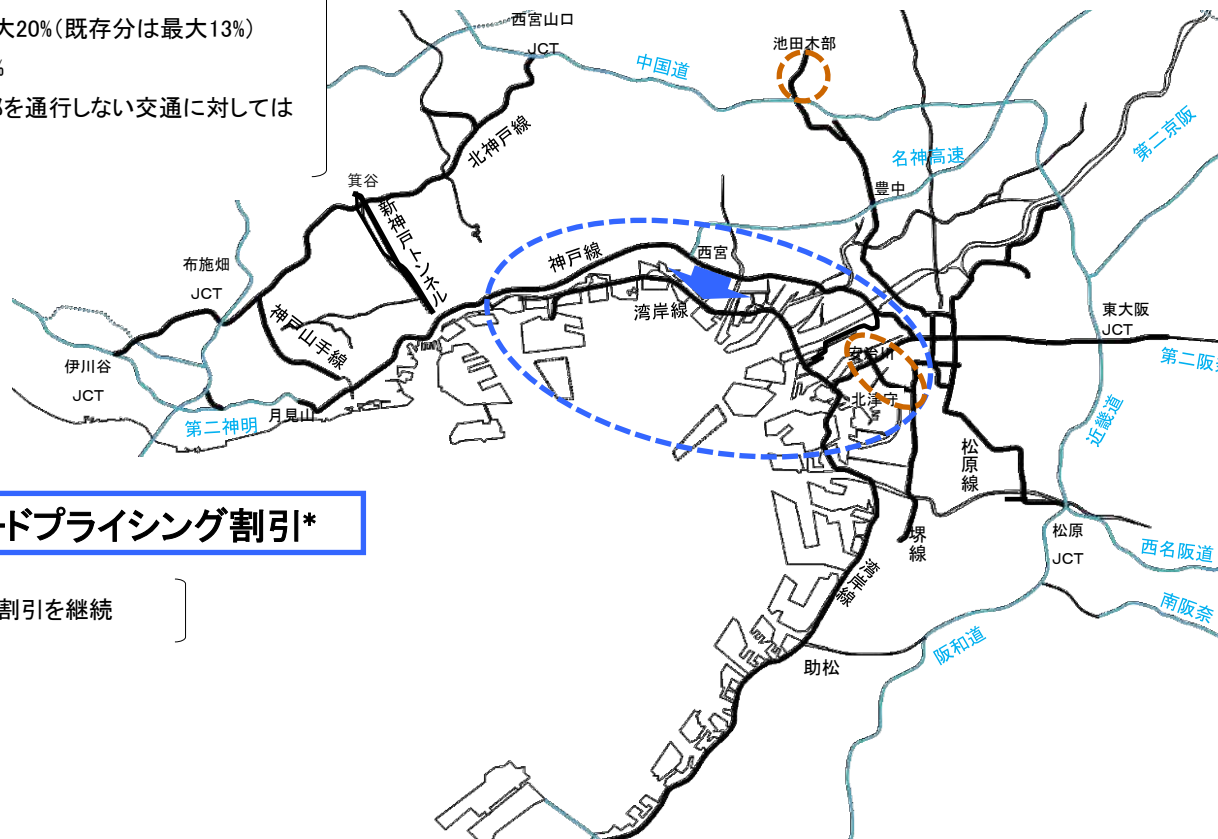
# 阪神高速の割引について(案)

資料5

ETC車での利用の場合に適用

## ① 大口・多頻度割引

- ・車両単位割引最大20%(既存分は最大13%)
- ・契約単位割引10%
- ・大阪・神戸都心部を通行しない交通に対しては5%拡充



## ③ 短距離区間利用割引

- ・短距離利用(1区間かつ利用距離4.3km以下を対象)に関し、高速道路への転換を図り、一般道路の渋滞緩和の観点から下限料金を適用。なお、2区間以上(4.3km以下)であっても同一経路で片側が1区間となる場合、同様に割引の適用とする。

## ④ その他の割引

### 西大阪線端末区間割引 (時間帯割引を含む)

- ・西大阪線利用に関して、高速道路への転換を図り、並行する国道43号の沿道環境改善のため、現行の割引後額料金まで割引  
※時間帯割引以外の部分については現金車も適用

### 池田線時間帯割引

- ・池田線利用に関して、高速道路への転換を図り、並行する道路の渋滞緩和のため、現行の時間帯割引を継続

## ② 環境ロードプライシング割引\*

- ・基本的に現行の割引を継続

・①の既存部分及び②の各割引については平成74年9月まで継続。①の既存部分以外及び③、④の各割引については、平成44年3月末まで実施  
・平成24年1月の距離別料金移行時に激変緩和措置として導入した、現行の「NEXCO・本四との乗り継ぎ割引」、「西線内々割引」、「東大阪線端末区間割引」、「池田線端末区間割引(時間帯割引は除く)」は平成29年5月末で終了

\* 利便増進事業による割引